

石油石炭税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 輸出免税の適用のため、原油、ガス状炭化水素又は石炭が輸出のため外国航路に就航する船舶等に積み込まれたことを税関長が証明した書類等に基づき帳簿に記載する際の当該書類等について、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。(第 11 条関係)
- 2 この政令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則第 1 項関係)